

## 声明 日本学術会議会員の任命拒否に抗議し、任命拒否の撤回を求める

2020年10月10日

子どもと法・21

本年10月1日、菅義偉首相は、日本学術会議が新会員に推薦した105人のうち、人文・社会系の6名を任命しなかった。6人について任命拒否の理由は明らかにされていない。

日本学術会議は、日本学術会議法により規定される内閣総理大臣の所轄のもと、政府から独立して職務を行う「特別の機関」である（3条）。「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（2条）とされ、210名の会員によって組織されている。任期は6年で、3年ごとに半数改選。学術会議が候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦し（17条）、その「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（7条2項）。学術会議が推薦した新会員候補者を内閣総理大臣が任命しなかったケースはこれまで表立ってはなかった（後述するが2016年に表面化しなかったが事実上あった）。

菅首相は「会議は政府の機関で、年間約10億円の予算を使って活動し、任命される会員は公務員の立場になる。現在の会員が自分の後任を指名することも可能。推薦された方をそのまま任命してきた前例を踏襲してよいのか考えてきた。会議は、省庁再編の際に必要性を含めて相当議論が行われ、総合的、俯瞰的な活動を求めることになった。総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から、今回の任命についても判断した」と弁明している。

だが、1983年5月12日の参議院文教委員会において、中曽根康弘首相（当時）は、「これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」と答弁している。同法26条は、「内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。」と定める。内閣総理大臣は国務大臣を任意に罷免できるが（憲法68条2項）、学術会議会員の場合は、「不適当な行為」があった場合でも、「日本学術会議の申出」なしに会員を辞めさせることはできない。したがって、会員任命時の「日本学術会議の推薦に基づいて」という法7条2項の規定は内閣総理大臣の判断を拘束するものである。

問題は、前中曽根首相時代の答弁にあるように、こうした日本学術会議の性質のなかで内閣が介入することは、憲法23条の学問の自由や大学の自治に反するのではないかということであって、暦年の首相はこれを自覚し運用してきたことである。

2002年の改正案可決の際、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による付帯決議でも政府に、「日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関として

独立性を保つ〔略〕よう努めること」と、会の独立性維持を求めている。これに対し、政府（茂木敏充内閣府特命大臣）は、「十分その趣旨を尊重し、努力してまいります」と答弁している（2004年4月6日、第159回国会、参議院文教委員会）。

しかし、安倍政権時の2016年にも学術会議に対する人事介入があった事が判明している。複数の会員が定年70歳を迎えたため補充が必要になり、学術会議が官邸側に新会員候補を伝えたところ、官邸側がこのうち複数人を認めず、候補者を差し替えるよう求めてきたという。学術会議側はこれに応じず、一部が欠員のままになった。2017年にも介入があった。官邸幹部は、事前の名簿提示を求めた理由を「こちらが判断する余地がないのはおかしい。ある程度、任命権者と事前調整するのは当たり前だ」と説明し、事前に名簿提示を求められ、選考の最終段階で候補に残る数人を加えた110人超の名簿を示すことで合意させられた。それに基づいて名簿を提出、最終的には学術会議が希望する105人の推薦が決まり全員が安倍首相に任命された。2018年も会員補充で官邸側が難色を示し2016年と同じく補充ができなかった。

安倍政権の7年8カ月は、法制局長官を外務官僚にすげ替えて、集団的自衛権行使を合憲とするように政府解釈を変更するなど政府解釈の強引な変更をしてきた歴史下にあった。今回についても、加藤官房長官は、首相の任命権を定めた日本学術会議法について、2018年の段階で、内閣府と内閣法制局が協議し「解釈を確認した」ことを明らかにしたのである（東京新聞 20年10月3日 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/59309>）。隠微極まりない、陰に隠れた形での政府解釈の変更としか言えない。

今回任命拒否された6人は、政治学、法学、歴史学、宗教学など、思想信条の自由、人権の尊重に深く関わる研究分野の研究者であり、全員が政府の強引な法解釈、法制定に抗議・活動してきた方々である。政府が理由を示さないままの拒否は、**「前例のない、学問の自由と独立に対する侵害であり、わたしたち社会への計り知れない知れない損害をもたらす。**

他方、大学の自治も危うく、後退に後退を重ね、ついに2014年の学校教育法「改正」によって、「重要事項を審議する」機関としての教授会の地位は低下し、学長によるトップダウン手法が定着していく。

1935年、美濃部達吉の憲法学説（天皇機関説）が問題化し、否定されたが、それがその後の軍部の暴走を助長したことは既によく知られている。1935年の天皇機関説事件の際、全国の大学の憲法学者の教科書や講義が文部省思想局によって調査され、天皇機関説という学説の記述が教科書から消され、講義でも触れることができなくなった。担当科目を外されたりする直接的な不利益も生じた。1937年、植民学者矢内原忠雄は時の日中戦争を批判して職を追われたなどなど戦前戦中の学問に対する弾劾、それが戦争体制を強化のためになされたことは言うまでもない。

今回の6人につき時の政権の意向によって任命拒否となることを許すならば、やがて日本学術会議から「学術」がなくなって「政府の御用機関」になってしまう。そればかりか学問の自由—そこから導かれる教育の自由など画餅に帰す。それは単に憲法23条の保障がなくなるだけでなく、結果わたしたちの社会に取り返しのつかない事態をもたらす。それほど深刻な問題である。

よって、以下の声明を出す。

#### 記

- 1 任命拒否は、学問の自由の侵害と言わざるを得ず、各研究者の精神的自由を束縛し、研究と社会的発信の自粛をもたらしかねない。

公務員は全体の奉仕者であり時に政府の手先であってはならず、ましてや国会議員や学術会議会員などの特殊な公務員は人事管理の対象ではない。

行政による法律の解釈変更は、一種の立法的行為であり、立法権の侵害、三権分立の否定であって日本国憲法に反する。

学問の自由は研究者だけのものではなく、子どもを含むすべての人の学ぶ権利の自由があり、その尊重は極めて重要である。

今回は、このように基本的人権にかかわる問題を、国会の審議を経ずに内閣において姑息に法律の解釈を変更・運用するという日本国憲法の根幹にかかわることをしたものであり、断固抗議する。そのうえで以下を要求する。

- 2 6人の任命拒否の理由を明らかにすること。
- 3 6人の任命拒否の撤回し、推薦通りに任命すること。

以上